

# 公募型協働事業提案制度スケジュール（予定）

## 提案募集

【募集期間：5月初旬  
～8月中旬】  
【説明会：随時（募集期間中）】

- 募集説明会を開催  
希望団体には詳細について個別での説明会を実施します。  
〈協働事業提案書〉をコミュニティ推進課へ

## 申請受付・協議

（団体・コミュニティ推進課）  
7月初旬～8月中旬まで

- 提案書の申請を受け付けるとともに、記載内容等について団体とコミュニティ推進課で協議（内容確認等）を行います。  
※類似する事業提案があった場合には、合同のヒアリングなど、調整の場を設けることがあります。

## 協議

（団体・事業担当課）  
受付～8月中旬まで随時実施

- 協働事業としての実施上の課題を整理するため、提案内容について、団体と事業担当課で、より具体的な内容について詳細協議を行います。

## 1次審査（書類審査）

9月中旬ごろ

- 守口市市民協働推進会議に意見を求め、1次審査（書類審査）を実施します。

## 協議

9月中旬ごろ

- 1次審査の内容を踏まえ、提案団体と事業担当課との間で、実現可能性を高めるための協議を行います。
- 提案内容について、課題・目的の共有、協働の必要性、実現可能性、経費の妥当性などを話し合います。
- 協議の結果、提案書等の記載内容を修正する必要が生じた場合は、改めて提案書等を提出していただきます。

提案書提出（修正版）  
9月中旬ごろ

●市は、公開プレゼンテーション・審査会に付議する提案を確定し、提案団体に対して通知をします。

2次審査  
（公開プレゼンテーション）  
10月初旬ごろ

●公開プレゼンテーションを行います。  
●市民協働推進会議委員が、審査の参考として、提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき質問を行います。  
●市民協働推進会議で審査を行い、事業の妥当性や協働の必要性についての意見を取りまとめます。

市長への審査結果答申  
10月初旬ごろ

●市民協働推進会議から審査結果の答申が行われます。  
●答申を踏まえ、市は協働事業の採否等について検討をし、「協働提案事業候補」を決定します。

※市長部局以外の事業担当課（教育委員会、選挙管理委員会等）との協働事業については、答申書の写しを送付します。

結果の通知・公表  
（事業化決定内示）  
11月初旬

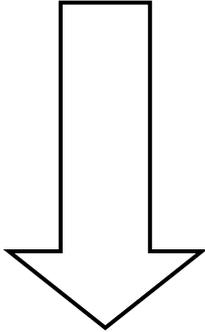
●2次審査に参加された団体へ結果を通知します。また、市のホームページなどで公表します。（予算の正式な決定は、市議会における予算審議の承認後となります。）

事業実施に向けた準備  
（協定書の作成準備）  
1月～3月末

●事業実施に向けた準備に進んでいきます。（事業計画・収支予算・協定書等について検討）

事業実施、協定書の締結  
実施年度

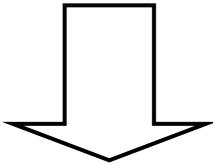
- 予算の確定する4月以降に協働事業として実施する際の理念やルール、役割分担などを補完する「協働事業協定書」を締結し、事業に着手します。



※複数年度にわたる事業の場合も、協定書の締結は1年単位で行います。次年度以降の協定書の締結については、年度毎に事業担当課との協議の中で行います。

中間ヒアリング  
実施年度

- 事業中間期において、協働状況等について振り返り、改善方針等を確認していく場を設定します。



事業報告書提出  
実施年度

- 実施した事業の結果、協働のプロセス、成果、課題などについて事業報告書を作成し、提出していただきます。